

# 健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について

当院が提供する健康診断（以下「健診」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施機関として適切な感染症対策をおこない、受診環境を確保します。以下の対応は（一社）日本総合健診医学会、（公社）日本人間ドック学会、（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、（公財）日本対がん協会等が合同で取りまとめた感染症対策の指針であり、当院はこの指針に従い健診をご提供します。

## I 健診実施機関の対応

### ○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。健診施設は、3つの密のそれぞれを可能な限り回避することにより、受診環境の確保に努めます。

### ○ 健診施設の受診環境の確保

- ・受診者、健診施設職員（以下「職員」という。）相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とします。
- ・健診受付前に、検温及び当日の体調確認をおこない、速やかに問診及び二次検温で受診者の健康状態を確認します。発熱があるなど健診受診者の体調が不相当と判断した場合は、受診者にご説明した上で、後日、体調が回復してからの受診とさせていただきます。
- ・「密集・密接」を避けるため、受診者間の社会的距離を確保するとともに、健診に要する時間を可能な限り短縮します。
- ・受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮をします。
- ・室内の換気は、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなどしておこないます。（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）
- ・受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を調整します。
- ・必ず予約時間通りにご来院ください。
- ・職員は、アルコール消毒液等により入念に手指の消毒を励行します。
- ・ロッカールーム、トイレ、ドアノブ、階段手摺、エレベータ呼びボタン、エレベータ内部のボタン等受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液により清拭し環境衛生に努めます。

### ○ 健診施設職員が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を申告させます。管理者は、毎朝職員の体温測定結果と体調を確認・記録し、異常を認めた場合は出勤を停止します。
- ・過去に発熱が認められた場合、解熱後48時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは出勤を停止します。インフルエンザ等の発熱の原因が診断された場合は、各疾患の規定に従います。このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・すべての職員はマスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底しておこないます。
- ・職員休憩室やロッカー室の什器等においても定期的な消毒をおこない、職員間で感染が起こらないように努めます。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応をおこないます。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

### ○ 緊急時の対応

- ・胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う所見が認められた場合は、直ちに当該受診者に説明し、その後の健診を中止します。
- ・当該受診者の移動経路について接触部位の消毒を直ちにおこない、関与した職員の接触状況を調査します。
- ・当該受診者と接触した可能性のある職員は一旦、自宅待機措置とし、当該受診者が新型コロナウイルス肺炎の可能性が低いと判断された場合は復職し、新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、保健所等の指示に基づき対応します。

### ○ 健康診断項目ごとの留意事項

#### ① 問診、診察、説明、保健指導

- ・診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・聴診器、接触式体温計、診察室の什器等について、受診者ごとにアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。
- ・結果説明、保健指導等の実施にあたっては適切な距離を確保する（あるいはパーティションを設ける）よう配慮します。また、説明資料等を工夫するなどし、結果説明、保健指導の効率化を図ります。

#### ② 身体計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液で清拭します。

#### ③ X線撮影

- ・受診者が触れる箇所を検査ごとにアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。

#### ④ 内視鏡検査

- ・日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

#### ⑤ その他の生体検査機器

- ・受診者の体が触れる部分は、受診者ごとにアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭します。